

資料編

1 計画策定体制

(1) 各組織の役割と構成

本計画を策定するにあたり、次の組織により検討しました。

組 織	役 割	構 成
【庁内】 甲府市公共施設等 マネジメント会議	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等マネジメントの推進 ○資産の総括管理及び総合調整 ○計画内容の協議・検討 ○計画の承認 	副市長 部長級職員
甲府市公共施設再配置計画 (第2次実施計画) 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○計画内容について専門的見地及び一般市民等の立場から意見を聴取 	学識経験者 各種団体代表等

甲府市公共施設等マネジメント会議設置要綱

平成26年5月19日

企 第 2 号

(設置)

第1 甲府市における公有財産のうち、建物、インフラ資産及び土地（以下「公共施設等」という。）の全体最適を図るため、庁内横断的な総合調整を行う甲府市公共施設等マネジメント会議（以下「マネジメント会議」という。）を設置する。

(用語の定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 公有財産 甲府市公有財産取扱規則（昭和59年3月7日規則第3号）第2条に規定するものをいう。
 - (2) 建物 庁舎、事務所等の公共施設及びその従物をいう。
 - (3) インフラ資産 道路、橋りょう、河川、農道、林道、上水道施設及び下水道施設及びその従物をいう。
 - (4) 土地 前(2)及び(3)以外の不動産及びその従物をいう。
 - (5) 再配置 複合化や集約化等による施設総量の適正化、老朽化対策及び予防保全の実施等による施設の長寿命化、民間活用及びコスト最適化等による施設運営の効率化を図ることをいう。
 - (6) 公共施設等マネジメント 市が保有する公共施設等の状況を把握し、経営的かつ長期的な視点で再配置等を行い、財政支出の削減等を図る取組みをいう。

(所掌事項)

- 第3 マネジメント会議は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 公共施設等マネジメントの実施及び推進に関すること。
 - (2) PPP/PFI事業の実施及び推進に関すること。
 - (3) 甲府市公共施設等総合管理計画及びその他関連計画の進行管理に関すること。
 - (4) その他公共施設等マネジメントの実施及び推進に必要な事項。

(組織等)

- 第4 マネジメント会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。
- 2 マネジメント会議に議長及び副議長を置き、議長は企画部を担当する副市長をもって充て、副議長は総務部を担当する副市長をもって充てる。
 - 3 議長は、マネジメント会議を代表し、会務を総理する。
 - 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 マネジメント会議は、議長が招集し、主宰する。
- 2 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(資産利活用推進委員会)

- 第6 公共施設等の利活用（取得、処分を含む）及びPPP/PFI事業の導入に必要な審議、検討等を円滑かつ適切に行うため、甲府市資産利活用推進委員会（以下「委員会」という。）を設

置する。

- 2 委員会は、審議、検討等の結果をマネジメント会議に報告しなければならない。
- 3 委員会の設置等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7 マネジメント会議の事務局は企画部財政経営室財産活用課に置く。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、マネジメント会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第4関係)

両副市長、危機管理監、総務部長、企画部長、リニア交通政策監、市民部長、税務統括監、福祉部長、保健衛生部長、子ども未来部長、環境部長、産業部長、まちづくり部長、病院事務局長、議会局長、教育部長、上下水道局業務部長、上下水道局工務部長、広域行政事務組合事務局長、消防長、ごみ処理施設事務組合事務局長

甲府市公共施設再配置計画（第2次実施計画）検討委員会設置要綱

令和6年12月2日

企 第 9 号

（設置）

第1 甲府市公共施設再配置計画（第2次実施計画）（以下「再配置計画」という。）の策定に当たり、学識経験者等から幅広い意見を求めることを目的として、甲府市公共施設再配置計画（第2次実施計画）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 委員会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- （1）再配置計画の策定に関する事項
- （2）前号に掲げるもののほか、再配置計画の策定に関し必要な事項

（組織等）

第3 委員会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員の中から委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

6 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第6 委員会の事務局は、企画部財政経営室財産活用課に置く。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

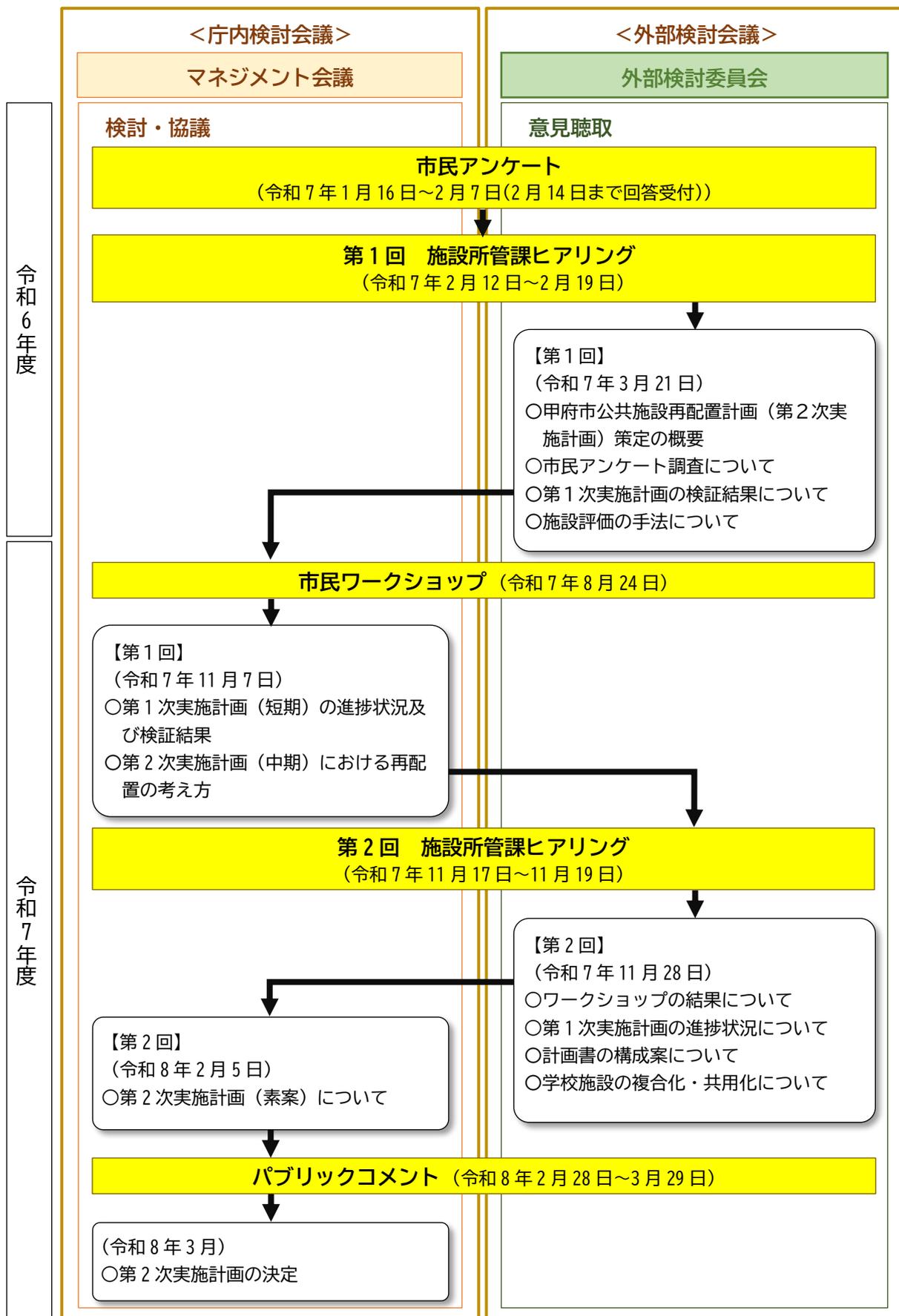
この要綱は、令和6年12月2日から施行し、令和8年3月31日に効力を失う。

(2) 甲府市公共施設再配置計画(第2次実施計画)検討委員会委員名簿

(任期 令和6年12月25日～令和8年3月31日)

役職	区分	種別	氏名	所属団体等	所属団体等の 役職
委員長	学識 経験者	大学教授	武藤 慎一 むとう しんいち	山梨大学	教授
委員	学識 経験者	大学教授	安達 義通 あだち よしみち	山梨県立大学	教授
委員	有識者	一級 建築士	松野 範子 まつの のりこ	一般社団法人 建築士会	女性部会 相談役
委員	有識者	民間代表	長田 武生 おさだ たけお	株式会社 山梨中央銀行	地方創生推進部 公務推進室 室長
委員	有識者	民間代表	宮川 史織 みやがわ しおり	株式会社 DEPOT (デポ)	代表取締役
委員	有識者	民間代表	佐藤 文昭 さとう ふみあき	公益財団法人 山梨総合研究所	調査研究部長
委員	有識者	市民代表	味藤 哲雄 みとう てつお	甲府市 自治会連合会	理事

2 策定経過

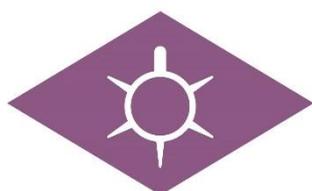


3 用語解説

索引	用語	解説
い	インクルーシブ	教育や福祉、職場環境などの分野において、個々の特性を尊重しながら共生する社会の実現を目指すための指針として用いられ、特に障がい者やマイノリティを含むすべての人が平等に尊重され、排除されることなく共に生きる社会を目指すための理念。
か	借上型公営住宅制度	民間事業者等が建設・保有する住宅を借り上げることにより供給される公営住宅であり、これまでの公営住宅の供給方式である直接建設方式に加え、民間住宅ストックを活用した公営住宅の供給方式として導入された制度のこと。
き	行政財産の貸付け	庁舎、学校、公園など公用・公共用に供する財産（土地・建物等）の用途・目的を妨げない限度で、民間事業者等に一定期間、有償で貸し出すこと。
こ	広域拠点施設	サービス提供範囲が市全域を対象としている施設。総合市民会館、図書館、スポーツ広場、保健センター、市立病院、地域医療センター、市庁舎等。
	広域連携	地域の実情や市町村のニーズを踏まえつつ、県や周辺市町村等と連携して公共施設の集約化・共同利用に取り組むこと。
	公共施設等総合管理計画	本市における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定した計画。
	公共施設等マネジメント	本市では、市が保有するすべての公共施設等の状況を把握し、経営的かつ長期的な視点で再配置等を行い、財政支出の削減等を図る一連の取組を「公共施設等マネジメント」と定義します。
	公設民営	公共が施設（建物や土地）を設置・所有し、その維持管理や運営を民間事業者や各種法人などに委託する手法。行政の安定性と民間ノウハウを組み合わせることを目的とし、レクリエーション施設、介護・福祉施設、公設市場などで活用されている。
さ	再配置	本市では、公共施設の集約化や複合化等による施設総量の適正化、老朽化対策や耐震改修及び予防保全の実施等による施設の長寿命化、民間活用及びコスト最適化等による施設運営の効率化を図ることを「再配置」と定義します。
し	指定管理者制度	市民の福祉を増進する目的を持つ公の施設について、民間事業者等のノウハウを活用することにより、サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、2003（平成15）年9月に設けられた制度のこと。

索引	用語	解説
	社会的セーフティネット	病気、失業、老後、貧困などのリスクに直面した際、個人が最低限の生活を維持し、再起できるようにする社会保障制度のこと。
す	スケルトン・インフィル方式	将来的な施設の転用や施設を多目的に利用することを踏まえて、建物の骨組みや構造体（スケルトン）を建物内部の間仕切りや設備部分等の内装（インフィル）と分離して設計する考え方のこと。
	ストック	道路、橋りょう、上下水道、公共建築物など、過去の投資により整備・蓄積された社会資本（インフラ）の資産残高のこと。
ち	中核市	人口 20 万人以上の市の事務権限を強化し、できる限り市民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度。
	長寿命化	庁舎や学校などの老朽化した公共施設、建物等を計画的な修繕・改修によって物理的な寿命（耐用年数）近くまで安全に使い続けられるようにすること。建替えに比べ、ライフサイクルコストの縮減と財政負担の平準化、環境負荷低減に期待できる。
	直営	ここでは、公共施設等の維持管理・運営等を本市自らが直接行うこと。
て	定期借地権契約	定期借地権とは、一定の期間だけ土地を借りることができる権利で、期間満了後は土地を更地にして返還する必要がある契約となる。定期借地権の種類は、「一般定期借地権」「事業用定期借地権」「建物譲渡特約付借地権」の 3 種類がある。
と	投資的経費	その支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費のこと。普通建設事業費、災害復旧事業費等があります。
	投資的経費実績額	公共施設の投資的経費には、建替え及び改修等、既存の公共施設を更新等するための経費（既存更新分）、新たな公共施設を建設するための経費（新規整備分）、公共施設を建設するために用地を取得するための経費（用地取得分）がある。総合管理計画では、今後の施設整備を抑制する観点から、既存更新分に新規整備分の半分及び用地取得分を加えた約 38 億円（2010（平成 22）年度から 2014（平成 26）年度の 5 ヶ年平均）を投資的経費実績額としている。
ほ	包括管理	特定の建物や施設等の管理業務を、個別に発注するのではなく、複数の業務を一括して一つの契約で民間事業者へ委託する手法で、維持管理の質を向上させ、業務の効率化、運営とサービスの向上を目指すもの。

索引	用語	解説
み	民間活力の導入	公共事業やサービスにおいて民間事業者のノウハウや資金、技術、経営能力を最大限に活用し、効率的かつ質の高いサービスを提供する手法（PPP や PFI、指定管理者制度等）を導入すること。
ゆ	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。ユニバーサルデザインの基本的な方向性を確認するため、本市では2014（平成26）年3月に「甲府市ユニバーサルデザインガイドライン」を作成。
よ	予防保全	建物等の損傷や故障が発生する前に、使用不可能な状態を避けるため計画的に修繕を実施する保全のこと。
ら	ライフサイクルコスト(LCC)	公共施設等の企画、設計から維持管理、廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の総額。
P	PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。 PFI 方式には、一般に BOT 方式、BTO 方式、BOO 方式の3種類があります。 ○BOT (Build Operate Transfer) 方式：民間事業者が施設を建設し、所有したまま運営を行い、事業期間終了後に公共に所有権を移転する方式です。 ○BTO (Build Transfer Operate) 方式：民間事業者が施設を建設し、公共に所有権を移転後、運営する方式です。 ○BOO (Build Own Operate) 方式：民間事業者が施設を建設し、所有したまま運営を行い、事業期間終了後に施設を解体・撤去する等の方式です。
	PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）の略。 公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
V	VFM	バリュー・フォー・マネーの略。 PPP/PFI 手法における概念の一つで、支払い（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方。 従来方式と比べて総事業費をどれくらい削減できるかを示す割合のこと。



幸せ実感 希望ある未来を創り続けるまち 甲府

甲府市公共施設再配置計画 第2部 実施計画編

(第2次 2026～2035)

甲 府 市

発行 2026（令和8）年3月

住 所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

電 話 055-237-1161（代表）

URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>

担 当 企画部 財政経営室 財産活用課
